中小企業者のために

中小企業為替変動対策緊急融資及び円相場高騰関連保証の利用を希望する中小企業者に対する認定書の発行について

昭和五十三年二月十四日、円高対策法が施行され一年を経過いたしました。この円高対策法は、最近の円相場の高騰により事業活動に支障を生じている中小企業者に対し、経営の安定を図るための措置等を講じ、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とし制定されました。

この法律により県知事の認定を受けた中小企業者は特例が受けられます。なお中小企業為替変動対策緊急融資が昭和五十三年十二月三十一日・円相場高騰関連保証が昭和五十四年二月十三日の実施期間だったのが、昭和五十四年三月三十一日まで延長することになり、またこの延長措置に伴い同法に基づく認定の申請受付期間についても昭和五十四年二月十三日を昭和五十四年三月三十一日まで延長することとなりました。認定を受けたい方はお早めに申請してください。

一対象企業（全国指定一〇八業種のうち郡内機業関連業種のみ）

①ねん糸・かさ高加工糸・織物・紋紙製造業・染色・整理・整経業・織物の卸売業

②企業組合・協業組合・事業協同組合・商工組合・協同組合又は商工組合の連合会

二特別措置

(1)低利資金の貸付

(2)近代化資金・機械類貸与による貸付金等の償還期間の延長

(3)信用保証協会の保証の特例

(4)課税の特例

三認定を受けるには、つぎの要件を備えていること。

(1)指定業種に該当する企業の場合

(イ)中小企業者が認定を受けようとする事業を五十二年六月一日以前から行っていること。

(ロ)中小企業の営業状況が五十二年六月一日以降の三カ月(A)の生産額（取引額）を五十二年六月一日以前一年以内における(A)と同時期の生産額【(取引額)(A)の生産額は見通しでも可】で除した数が95％に等しいかそれより小ない場合。

(2)指定業種に該当しない企業の場合。

五十二年六月一日以前の年間輸出額を五十二年六月一日以前の年間生産額(取引額)で除した数が、20％に均しいかそれ以上であって(1)の(イ)・(ロ)の要件を満たしている中小企業者。なお指定業種については、商工会又は市役所産業課に問い合わせください。

※下請事業者についても(1)・(2)と同様認定が受けられます。

四認定申請のためのご相談及び手続指導はつぎのところで行っております。

○県庁商工課（〇五五二）三七―一一一一内線六二八・三九三

○県庁金融課（〇五五二）三七―一一一一内線四七四・四七五

○県庁中小企業指導課（〇五五二）三七―一一一一内線三一三・三一二

○郡内機業振興対策室（〇五五五）四―〇二六六

○都留市商工会三―一五七〇

五受付場所

○県庁商工課（新館二階）

○郡内機業振興対策室（富士吉田市下吉田　繊維工業試験場内）

中小企業倒産防止共済制度における特例措置を受けたい方はお早めに!!

昨年四月より施行されました中小企業倒産防止共済制度につきましては、昭和五十三年度に限り、取引先企業の倒産にあった加入者について、早期に共済金を貸付ける等の目的で掛金前納及び共済金貸付けに関する特例制度が設けられております。

この特例制度の適用は、本年三月三十一日までに前納申出をした者に限られておりますので申込みを希望する方はお早めに!!

五十三年度特例の特色

☆掛金月額の六十倍（最高一二〇万円）までの一括前納ができます。

☆一括前納掛金は、税法上捐金または必要経費に算入されます。

☆一括前納掛金の十倍(最高一、二〇〇万円)の範囲内で、無利子・無担保・無保証人の貸付けが受けられます。

働きながら高校卒業資格を

午後五時四十分から九時までの授業を四年間続けることで、全日制と同等の高校卒業資格が得られます。谷村工高定時制は個別の指導など懇切丁寧な授業をしています。年令制限はありませんので、高年齢の方でも勉強したい人なら誰でも歓迎します。なお、つぎのような特典があります。

(一)月謝は月額二五〇円で、教科書等は無償で配布されます。

(二)一定収入以下の者には、月額六〇〇〇円の修学奨励費が支給されますが、卒業すれば返還の義務はありません。

(三)夕食は栄養価の高い完全給食です。費用は個人負担月額二、五〇〇円ですが、その他は全部国庫や県費で補助されます。

(四)通学者には、電車・バス等の学生割引の特典があります。

第二次募集として、三月いっぱいまで願書を受け付けます。詳細は谷村工高定時制へ電話で問い合わせてください。

TEL　三―三一〇二

郵便局からお知らせ

今期年末年始は、年賀状をはじめ郵便物の遅配等大変ご迷惑をおかけいたしまして申訳ありませんでした。

一進学、就職おめでとうをお便りで

進学就職のシーズンを迎えました。希望を胸に新しいスタートをした友人や知人に心のこもったお祝いや激励のお便りを出しましょう。

二転居届は郵便局にも

転居されたときは郵便局にも転居届を是非お出しください。その際は新旧の住所とご家族全部のお名前も忘れずにお書きください。

三現住所を書くときはいつも番地を入れてください

都留市内に配達される郵便で地名までで番地の書いてないものがたくさんあります。郵便局では番地がありませんと配達を間違えたりすることもありますし、配達に大変苦労します。郵便などにご自分の住所を書くときは是非番地まで書いてください。